

報告第6号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成31年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区善福寺四丁目在住 個人	事故日：平成30年8月28日 場 所：杉並区上井草四丁目 ・区で管理している市民緑地「山葉名いこいの森」の樹木が腐食により強風で根元から折れ、民有の蔵及び蔵を囲っていた竹垣を破損した。 (都市整備部)	940,680円
			平成30年11月26日
2	練馬区大泉町一丁目在住 個人	事故日：平成30年10月29日 場 所：杉並区西荻南三丁目 ・可燃ごみ収集作業中、店舗前に水が張った状態で置いてあったポリ容器に流木があり、個人の財物とは思わずに可燃ごみと判断し誤って回収した。当日は普段の担当とは別の者が作業に当たっており、いつもその流木があることを知らなかった。流木は講習イベントで使用するものや、コンテストに出品する予定だった。 (環境部)	190,000円
			平成30年12月21日

3	香川県綾歌郡 宇多津町浜五 番丁所在 法人	<p>事故日：平成30年10月1日 場 所：杉並区高円寺北一丁目</p> <p>・台風24号により高円寺北一みどり公園の樹木が倒れ、特別養護老人ホームの窓ガラス、雨どいを破損した。</p> <p>(都市整備部)</p>	280,800円
			平成31年1月22日
4	中野区	<p>事故日：平成30年10月1日 場 所：高円寺北一みどり公園東側に接する中野区道</p> <p>・台風24号により高円寺北一みどり公園の樹木が倒れ、中野区道上の道路標識、照明灯、街路樹を破損した。</p> <p>(都市整備部)</p>	区負担による原状回復 2,542,806円
			平成31年1月22日
5	武蔵野市境二 丁目所在 法人	<p>事故日：平成30年10月1日 場 所：杉並区井草二丁目</p> <p>・台風24号により八成公園の樹木が枝折れし、隣地の建売住宅のシャッター、屋根、雨どいを破損した。</p> <p>(都市整備部)</p>	203,796円
			平成31年1月22日
6	杉並区成田西 二丁目所在 法人	<p>事故日：平成30年10月1日 場 所：杉並区成田西三丁目</p> <p>・台風24号により成田西いこい緑地の樹木が倒木し、隣地の倉庫(資材置場)を破損した。</p> <p>(都市整備部)</p>	302,400円
			平成31年1月22日
7	杉並区久我山 四丁目在住 個人	<p>事故日：平成30年10月1日 場 所：杉並区久我山四丁目</p> <p>・台風24号により久我山児童遊園の樹木の倒木で、枝が電線に引っかかり、そのことにより相手方住居の電線引込箇所金具が引っ張られ、壁から外れる際に外壁を破損した。</p> <p>(都市整備部)</p>	234,262円
			平成31年1月22日